

京都市告示第454号

京都市景観・まちづくりセンター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市景観・まちづくりセンター施設の一部（京のまちかど展示コーナー）を次のとおり臨時に休所します。

平成26年12月12日

京都市長 門川 大作

臨時に休所する施設の名称	休所期間
京都市景観・まちづくりセンター 京のまちかど展示コーナー (ひと・まち交流館京都 1階)	平成26年12月15日から同月25日まで

(都市計画局まち再生・創造推進室)